

第8 地方改善事業等について（地域福祉課）

（1）地方改善事業の実施について

隣保館運営事業等については、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、地域の関係機関と連携することなどが必要であり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないようご配慮願いたい。

ア 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

なお、管内市町村の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

イ 関係部局、関係機関との連携について

隣保館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係部局や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法において、地域における多様な社会資源の一つとして、自立相談支援機関との連携が求められることにも留意しながら、より積極的な隣保館運営が行われるよう、管内市町村に対し周知願いたい。

ウ 地方改善施設の財産処分について

近年、隣保館等をはじめ共同作業場等の地方改善施設について、厚生労働大臣の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されるところであるので、財産処分を計画する場合にあっては、その検討段階で連絡を願いたい。

(2) アイヌ政策の推進について

政府では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21年7月）を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」（座長：菅義偉内閣官房長官）を設置・開催しているところである（首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照）。

平成24年7月に開催された同会議では、同会議の下に設置された作業部会での「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開等に関する検討状況が報告された。

同報告書において、北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、民生委員等、生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実を図るべきとの提言がなされたところである。このため、各自治体におかれては、民生委員の研修会などの機会を捉え、アイヌの人々に対する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

また、平成27年10月の作業部会報告において、「生活相談に対応するための措置について」の中で、アイヌの人々への電話による生活相談への対応が求められ、平成28年度予算（案）にアイヌの人々のための電話による生活相談事業の経費を計上したところである。

(3) 人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、最近では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生しているところである。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、一部の自治体、社会福祉協議会が実施する結婚相談事業において、相談申込書や登録カードの記載項目等が基本的人権への配慮を欠いていたとして、改善が行われたという事例があったところである。結婚相談事業については、相談者の個人情報扱うこととなることから、基本的人権の尊重及びプライバシーの保護が十分に確保されるよう、引き続き管内市町村などに対して指導願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これ

は調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

第9 消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）

（1）生協行政の基本的考え方について

ア 消費生活協同組合（以下「生協」という。）は、

- ・ 組合員が出資をし、
- ・ 組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・ 組合員が利用する、

一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である（参考1）。

生協は互助の組織として、以下のような組合員の暮らしを支える事業と互助活動を一体的に行っており、こうした事業・活動を通じて地域のコミュニティづくりに寄与してきたところである（参考2、3、4）。

- ① 購買事業（店舗・宅配による食品等の供給、移動販売車による買い物弱者支援や個配又は配食時の高齢者見守り、家事援助、移動支援、子育て支援活動など）
- ② 医療福祉事業（病院・診療所、介護保険事業所、保育所、サ高住・24時間クリニック・介護事業所と広場・レストランなどの複合施設、配食ボランティア、食事会による交流など）
- ③ 共済事業（火災共済、自然災害共済、地震災害見舞金、社会福祉法人やNPO法人に対し先進的な福祉的活動への助成など）

さらに、社会的、公共的役割として、

- ④ 被災者の支援（仮設住宅での支援活動など）
- ⑤ 生活困窮者の支援（生活困窮者自立支援法に基づく自立・家計相談支援など）
- ⑥ 障害者の雇用（店舗・配送センターなど）

といった取組を行っているところである。

まずは生協の基本的性格及び事業と互助活動の状況等、生協についての理解を十分に深めた上で、生協の指導・監督にあたることが肝要である。

各都道府県におかれては、所管する生協の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に止まることなく運営実態に即した助言・指導をお願いする。

イ 今日、地域においては一人暮らし高齢者の増加、核家族化の進展などにより地域の支え合いが失われつつあり、人為的に互助の回復を図っていくことが重要な課

題となっている中、互助組織である生協が助け合いの輪を拡げることや地域社会の困り事に対応できるよう事業と活動を拡充することが期待される。

生協は地域における助け合いの輪を構築するにあたって、自治会やボランティア団体などと協力関係にあり、今後の高齢者の日常生活支援、子育て支援を充実する上で重要な即戦力である。

各都道府県におかれては、日々の暮らしを支えるという生協の「やる気」に対し、的確に評価していただき、関係市町村とも連携の上、協力関係の構築や取組みの活用を検討をお願いします。

(2) 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

ア 運営上問題のある生協については、

- ① 理事会が適正に機能しておらず、専務理事と事務局職員といった一部の者が実質的な運営を行っている
 - ② 事務局の事務処理態勢が脆弱なため生協法令に則った適正な事務が行われていない
 - ③ 内部監査が行われていないことに加え、監事監査が形式的なものとなっているため、運営の適正化など牽制機能が働いていない
- といった状況にある。

生協は、その行う事業によって、組合員に最大の奉仕をすることを目的としており、一部の者により運営が行われている状況は極めて不適切である。理事会は組合員の生活の文化的経済的改善向上を図るため、業務の執行を決する権限を有しており、検査の際など理事会の運営状況や執行役員等からの理事会への報告状況などを確認していただきたい。

また、法令に則った事務が行われていない生協に対しては事務局態勢の強化に加え、適正な事務についても丁寧な助言指導をお願いします。

監事監査については、会計知識のある監事による会計監査のみならず業務監査の実施と理事会への出席により健全性を担保させること。

イ 今後少子高齢化の進展による急速な人口減少が見込まれていることから、共済事業を行う生協については、組合員の減少や高齢化による契約件数の減少や共済金の

支払い額の増加が見込まれる。これらを踏まえ、中長期的な視点で事業運営への影響について検証し、対応するよう助言指導をお願いしたい。

また、高齢になった組合員等との連絡が途絶えたり、共済金受取人が亡くなったため、共済金の請求自体がなされていないなどにより、未払いの共済契約が増えることが見込まれる。このため共済金受取人等に代わって代理人等が請求することができるような手続の普及や高齢の共済契約者等の定期的な連絡先の確認について助言指導をお願いしたい。

ウ 購買事業等を行う生協について、市部においては店内表示など員外利用の防止対策が必要であるが、離島その他交通不便の地域において事業を行う場合、地域住民のニーズを踏まえ、法令で定められた利用分量の範囲において積極的に員外利用許可を行うなど、買い物弱者支援という観点での対応についてもご配慮をお願いしたい。

また、財務状況が悪化している生協においては、組合員が不利益を被ることのないよう指導をお願いしたい。都道府県としての対応方針に判断がつかねる場合などは厚生労働省に照会されたい。

(3) 平成 28 年度税制改正について

平成 28 年度税制改正要望においては、所管団体の要望を踏まえ、以下のとおり法人税に係る軽減税率の引き下げを要望したところである※ 1。

※ 1 <要望項目> 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ

<要望内容> 平成 27 年度税制改正大綱を踏まえ、消費生活協同組合等に対する軽減税率について引下げを行う。

急速な超高齢社会を迎えるにあたり、国、地方の極めて厳しい財政状況から、今後、「共助」、「公助」の大幅な拡充は難しく、地域住民が主体的に地域を支える役割を果たすことが地域社会の課題となっている。具体的には、核家族化の進展、単身高齢者の急増といった家族形態の変容や地域の支え合いが希薄になっている状況において、「共助」、「公助」を補完する「互助」の役割が極めて重要であり、互助組織としての生協が市町村及び社会福祉協議会などと連携して、介護予防や日常生活支援といった、公的仕組みでは埋められない「互助」の取組の強化が不可欠な状況となっている。

したがって、これまで以上に、生協が互助活動を拡充し、地域社会を支えるといった役割を適切に果たすためには、財務基盤の強化が不可欠であり、その特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げを行う必要があるもの。

当該要望については、自民党の税制改正大綱において長期検討課題と整理されたところである※2。

※2「協同組合等課税については、組合によって事業規模や事業内容が区々であるが、同一の制度が適用されている。そうした実態を丁寧に検証しつつ、組合制度の趣旨も踏まえながら、検討を行う。その上で、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金算入制度が適用される中で過剰な支援となっていないかといった点も勘案しつつ、平成27年度税制改正における受取配当等益金不算入の見直しの影響を考慮しながら、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。」

当該要望は、平成29年度においても、引き続き税制改正要望を行う考えであるが、そのためには税制上の各種の特例措置による効果等を的確に把握することが不可欠であるため、各都道府県、生協に御協力をお願いする。

(4) 平成28年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

来年度より上記(1)及び(2)を詳細に説明すること及び国の検査手法の説明のため、各都道府県担当者を一堂に会した消費生活協同組合行政担当者全国会議を開催することとしたので御了知願いたい。

特に検査について、国においては来年度より集団指導と個別検査による指導を行うこととしたところである。

集団指導については、国所管の生協に御参集いただき、生協運営に関する基本的な内容を研修方式で周知するとともに、個別検査においては各種生協の実情に即した検査を実施したいと考えている。

そのため、現在国において作成している組合管理台帳、生協検査マニュアルや共済事業規約・定款改正等の審査の際の事務処理手順書等を当該全国会議において提示したいと考えている。

詳細は追って通知するので、各都道府県におかれては予めご承知おきいただくとともに、職員の派遣について特段の配慮をお願いする。

【参考】「平成28年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について(周知)」(平成27年12月15日付け各都道府県消費生活協同組合行政担当宛事務連絡)

消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(以下「生協」という。)の適正な運営の指導については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

本会議については、都道府県担当者からの要望なども踏まえ、①国の生協行政の基本的考え方、②所管生協に対する指導、監督に当たっての留意事項、③関連法令の改正、④税制改正要望等生協を取り巻く現状について都道府県担当者により深く理解していただき、その上で所管生協に対する指導・監督、支援に役立てていただくことを目的として開催を決定いたしました。

開催時期は5月連休明けを予定しておりますが、開催日時や次第等の詳細につきましては来年度改めて通知させていただきます。予めご承知おき下さいますようお願い申し上げます。

なお、毎年開催されておりました、「消費生活協同組合行政担当者ブロック別会議」につきましては今年度限りといたしますので併せてご承知おき下さいますようお願い申し上げます。

(5) 消費生活協同組合（連合会）実態調査について

全国の生協の事業や活動に係る基礎的データを把握するため、毎年度各都道府県及び各生協にご協力いただいているところである。

また本調査は、普通法人と比較して税制上各種の特例措置が講じられている生協に関し、税制改正要望を行う上で重要なデータである。平成 27 年度調査においては、このような観点で助け合い活動の状況などについて、調査項目の追加を行う一方、実情にそぐわない項目の削除を行ったところである。

都道府県におかれては、所管組合に対しその重要性を十分周知していただくとともに、記入にあたっては記入要領を十分に参照の上、適切に記入するよう助言・指導いただくようご協力をお願いします。

(6) 農業協同組合法の改正に伴う農協から生協への組織変更について

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年 9 月 4 日法律第 63 号）により、平成 28 年 4 月 1 日から農業協同組合から生協等への組織変更が可能となることとなったところである。

これを受け、組織変更の認可申請に必要な書類、組織変更の際の債権者異議手続における組織変更をする組合の計算書類に関する事項として公告又は催告する事項、生協の組合員資本（出資金、法定準備金、積立金等）の計算に必要な事項など必要な事項について定める、「農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令」（厚生労働省、農林水産省）を本年 2 月下旬に公布する予定であり、御承知おきいただくとともに、その事務の執行にあたっては、適切な運用がなされるよう格別の御配慮をお願いします。

(7) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法第 2 条第 2 項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところである。本年 7 月には参議院議員通常選挙も予定されており、生協が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点からいやすくも批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正な指導をお願いしたい。

〔参考1〕消費生活協同組合(生協)の概要について

